

『埼玉県動物愛護管理推進計画』の概要について

動物の愛護及び管理に関する法律の改正 (H17.6)

- ・ 国(環境大臣) 基本指針の策定が義務化(第5条)
- ・ 都道府県 基本指針に即した推進計画の策定が義務化(第6条)

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針 (H18.10月告示)

動物に係る規制の強化

- ・ 動物取扱業の登録制
- ・ 特定動物(危険な動物)の飼養許可
- ・ 動物虐待の罰則強化
- ・ 特定外来生物のペット飼養の禁止など

社会情勢の変化

- ・ 少子高齢化、核家族化の進行
- ・ ペットの家族化
- ・ 価値観の多様化
- ・ 動物苦情相談の複雑多様化
- ・ 外来動物のペット飼養
- ・ 動物愛護への関心の高まりなど

地域情勢の反映

埼玉県動物愛護管理推進計画の策定

計画の基本的考え方

計画策定の趣旨

動物に関わるすべての人々が互いに理解を深め、人と動物が共生できる社会の実現を目指し、長期的な観点から県の施策の方向性を示すものとして策定する。

計画の基本的性格

- ・ 動物愛護管理法第5条の基本指針に則し、同法第6条に基づき策定
- ・ 県内における動物の愛護・管理に関する施策の長期目標と全体像を明確化
- ・ 県民の間に動物の愛護・管理に関する共通認識を醸成

計画の期間

平成20～29年度(5年後を目途に見直し)

埼玉県動物愛護管理推進計画

基本理念

人と動物が共生する社会づくり

～命にやさしい社会～

具体的な取組

適正飼養の推進

- ・ 適正飼養に関する啓発の拡大・強化
- ・ 事業者や民間ボランティア等関係団体との協力
- ・ 多頭飼育等不適正飼養への対応強化
- ・ 子供たちへの動物愛護管理の考え方の普及

致死処分数の削減

- ・ 不妊・去勢措置の啓発推進
- ・ 動物遺棄防止の啓発推進
- ・ マイクロチップ等個体識別措置の推進
- ・ 収容動物の返還推進
- ・ 譲渡の推進
- ・ 飼養放棄の抑止強化

動物取扱業の適正化

- ・ 動物取扱業への監視・指導の強化
- ・ 動物取扱業の適正化旬間を新設
- ・ 動物取扱業の資質の向上
- ・ 優良事業者の表彰制度を新設

地域活動の推進

- ・ 民間ボランティアとの協力体制の構築
- ・ 公募制導入など動物愛護推進員制度の拡充
- ・ アニマルセラピーボランティアの増員など動物介在活動の拡充

県民と動物の安全確保

- ・ 人と動物の共通感染症に関する調査研究の充実
- ・ 人と動物の共通感染症に関する啓発の強化
- ・ 特定動物(危険な動物)から人への危害防止
- ・ 災害発生時の被災動物救護体制の整備
- ・ 実験動物の取扱いに関する啓発
- ・ 産業動物・使役動物の取扱いに関する啓発

埼玉県動物愛護管理推進計画の概要について

1 計画の趣旨

本計画は、動物愛護管理法に基づき環境大臣が定める基本指針に即して、埼玉県内における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために策定するものであり、長期的な目標と施策の全体像を明らかにすることにより県民との間に動物の愛護及び管理に関する共通認識の形成を目指すものです。

なお、本計画の実施対象区域については、さいたま市及び川越市を含んでいます。



2 計画の期間

平成20年度から平成29年度までの10年間とし、策定後概ね5年目に当たる平成24年度を目途として見直しを行います。

3 基本理念

動物に関心のある人、関心のない人が互いの理解を深め合い、人と動物が共生できる社会を実現することを基本理念としています。

4 主要課題と取組み

本計画において積極的な施策の推進が求められる課題を5本柱として掲げ、それぞれの課題に対する取組みを以下のとおり行います。

(1) 適正飼養の推進

動物の鳴き声、糞尿等による周辺への迷惑行為をはじめ、自己の能力を超えたみだりな繁殖行為がもたらす動物の遺棄や多頭飼育などの問題を是正するため、飼い主の適正な飼養・管理を推進する必要があります。

【目標と展望】

飼い主が責任と自覚を持って正しく動物を飼養・管理することで、動物による近隣や他者への迷惑行為を防止し、動物が地域の一員として共生できる社会を目指します。

【施策展開】

適正飼養に関する啓発の充実・強化
事業者や民間ボランティア等との協力体制の構築
多頭飼育等不適正飼養への対応強化
子供たちへの動物愛護管理の考え方の普及

(2) 致死処分数の削減

県に収容され殺処分される動物の数について、大幅な削減が求められており、特に、収容数が減少傾向にある犬とは逆に、近年再び増加傾向にあるねこについて、早急な対応が求められています。



【目標と展望】

飼い主が終生飼養の責任を自覚し、その上で不妊・去勢措置の重要性を理解して、自己の飼養能力を超えた無闇な繁殖行為を繰り返さないことで、県に収容される動物の数が減少します。

収容された動物に可能な限り延命の機会が与えられるよう努め、少しでも多くの動物が致死処分を免れる環境の整備を目指します。

犬、ねこの引取り数を半減します。(平成18年度実績比 / 2,702匹 1,300匹)

致死処分数を半減します。(平成18年度実績比 / 9,118匹 4,500匹)

【施策展開】

不妊・去勢措置の啓発推進
動物遺棄防止の啓発推進
マイクロチップ等個体識別措置の推進
収容動物の返還及び譲渡の推進
飼養放棄の抑止(終生飼養の徹底)を強化



(3) 動物取扱業の適正化

ペットショップなどの動物取扱業を営むには知事の登録を受けることが義務付けられており、本登録制度の着実な運用による適切な指導の下、県内動物取扱業者の資質向上を図るとともに、動物取扱業の利用者に対しても事業者にも義務付けられた責任事項等についての理解を深めていく必要があります。

【目標と展望】

動物取扱業者が法の理念を遵守し、自らの営業行為が適切に行われるばかりでなく、動物に関する様々な情報の発信源として、また、動物の飼養者にとっての良きアドバイザーとして、人と動物が共生できる社会の実現に向け、リーダーシップを発揮できる存在となることを目指します。

【施策展開】

- 動物取扱業者への監視・指導の強化
- 動物取扱業の適正化旬間を新設
- 関係者向け研修制度の充実
- 優良事業者表彰制度の新設
- 動物取扱業利用者向けの啓発推進

(4) 地域活動の推進

動物が介在する問題には、地域社会に密着したものも多く、そのような問題の解決には、地域の実情に応じた取り組みが重要となる。特に、飼い主の社会的責任の自覚や地域住民の理解を促していく上で、ボランティアや関係団体の協力は不可欠であることから、こうした人材の育成やネットワークの構築が求められています。

【目標と展望】

民間ボランティアの協力を得て地域における諸問題の解決や啓発活動の推進に積極的に取り組みます。

動物愛護推進員を500名まで増員します。(現33名)

アニマルセラピーボランティアを150名まで増員します。(現52名)

【施策展開】

- 民間ボランティアとの協力体制の構築
- 動物愛護推進員制度の充実を図るため公募制を導入
- アニマルセラピーボランティアの増員による動物介在活動の充実

(5) 県民と動物の安全確保

ペットの室内飼養の定着により、動物と親密にふれあう機会が増え、感染リスクが増加している「人と動物の共通感染症」について、感染防止対策の推進が求められます。

また、知事の飼養許可を受けなければならない特定動物（猛獣などの危険な動物）の飼養施設への監視及び指導の徹底なども求められます。

【目標と展望】

動物が加害者にも被害者にもならない環境づくりを目指し、人と動物が共生できる社会基盤の整備を図ります。

【施策展開】

「人と動物の共通感染症」に関する調査研究の充実
「人と動物の共通感染症」対策に関する正しい知識の啓発強化
特定動物飼養許可の徹底及び施設監視の強化
大規模災害時における被災動物の救護体制の整備
実験動物や産業動物、使役動物の適正な取扱いに関し、
他部局と連携した啓発



埼玉県保健医療部生活衛生課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-3612 / FAX 048-824-2194

本計画の詳細は、埼玉県ホームページからもご覧いただけます。